

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題 1. 輸出令別表第 1 の 5 から 15 の項で規制されている貨物の英訳をする場合は、ワッセナー・アレンジメント (WA) のサイトが参考になる。

問題 2. 本邦にあるメーカー X は、韓国の警察から、特別一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の 9 の項 (1) に該当する暗号プログラムが含まれた会計ソフトを受注した。用途は、会計事務に用いられるものであることが判明しているが、この場合、メーカー X は、当該取引に先立ち経済産業大臣への「届出」が必要である。

問題 3. 本邦にある貿易会社 X は、インドにあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当するチタン 1 トンの注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦車の製造に使用すると電子メールで連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、貿易会社 X は、輸出許可申請が必要である。

問題 4. 本邦にあるメーカー X は、来月、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) 3 に該当する遠心分離機 α (50 セット) を米国にある Y 大学に輸出する予定である。遠心分離機 α と同じ性能の遠心分離機が、米国国内でも販売されているのを確認できれば、メーカー X は、輸出許可申請不要である。

問題 5. 本邦にある X 大学では、台湾にあるメーカー Y から外為令別表の 9 の項に該当する暗号通信プログラム α (1 セット) が入った CD を試用で借りたが、性能が良くなかったので、来週、当該 CD をメーカー Y に返却する予定である。この場合、X 大学は役務取引許可申請が必要である。

問題 6. 貨物の該非判定は、①輸出令別表第 1、②貨物等省令、③運用通達用語の解釈を確認しながら行う必要がある。

問題 7. 本邦にあるメーカー X は、最先端の AI のベンチャー企業で、運営資金の 25% 以上を米国政府から資金提供を受けている。したがって、メーカー X は特定類型②に該当する。

問題 8. 外為令別表で規定されている「使用」には、「修理」も含まれる。

問題 9. 輸出許可の申請者は、貨物の輸出を行おうとする者本人が原則であり、居住者であるか非居住者であるかを問わない。

問題 10. 技術とは、(A) の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。(A) には、「貨物」が入る。

問題 11. 来日したばかりの米国のソフトメーカー X の A 部長は、滞在先の都内のホテルから来週訪問する予定の中国にあるメーカー Y の B 部長宛に、外為令別表の 7 の項に該当する技術資料を事前に電子メールで送付する予定である。この場合、ソフトメーカー X の A 部長は、役務取引許可申請が必要である。

問題 12. 本邦にある貿易会社 X は、英国にある日系のメーカー Y から、自動運転の部品の開発に使用するため、輸出令別表第 1 の 15 の項 (2) に該当する電波吸収材 (総価額 3 万円) の注文を受けた。貿易会社 X が、当該電波吸収材をメーカー Y に輸出する場合、少額特例は適用できない。

問題 13. 本邦にあるメーカー X が、外為令別表の 1 から 15 の項に該当する技術を口頭で非居住者に提供する場合は、役務取引許可は必要であるが、外為令別表の 16 の項に該当する技術を口頭で非居住者に提供する場合は、役務取引許可は不要である。

問題 14. 月刊の技術雑誌に最先端の AI 技術に関する論文 α (外為令別表の 9 の項に該当する技術が含まれている。) が掲載された。本邦にあるメーカー X の A 社長は、論文 α を読んで、感銘を受けたので、近くの書店で購入し、メーカー X の海外関連会社にこの論文 α が掲載されている技術雑誌を郵送する予定である。この場合、メーカー X は役務取引許可を取得する必要はない。

問題 15. 大量破壊兵器の仲介貿易取引規制は、ワッセナー・アレンジメントの合意に基づき実施されている。

- 問題 16. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、包括許可取扱要領の別表 3 の（10）（表 1）で規定する「核兵器等の開発等」に「用いられる（利用される）場合」は、すべての仕向地について当該包括許可は失効する。
- 問題 17. 本邦にある大学 X のフランス人留学生 A は、来日から 7 ヶ月を経過している居住者である。留学生 A は、物理の能力が極めて優秀なので、フランス政府から留学資金の全額の提供を受けている。この場合、留学生 A は、特定類型②にあたる。
- 問題 18. 本邦にあるポンプメーカーが、米国で行われる国際見本市に輸出令別表第 1 の 3 の項（2）9 に該当するポンプを出品し、見本市終了後に本邦に持ち帰る場合は、本邦から輸出する際の輸出許可は不要である。
- 問題 19. 本邦にある貿易会社 X は、国内にあるメーカー Y からポンプ α を購入し、米国のメーカー Z に輸出する予定である。貿易会社 X の担当者は、メーカー Y からポンプ α の該非判定書を手に入れたところ、「ポンプ α は輸出令別表第 1 の 3 の項（2）9 及び輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する。」と記載されていたので、貿易会社 X の担当者は、「この該非判定書は誤っているので、見直して欲しい。」とメーカー Y に連絡をした。貿易会社 X の担当者の対応は適切である。
- 問題 20. 本邦の大学生 A は、自作した暗号通信プログラム α （外為令別表の 9 の項（1）に該当）を開発し、来週、世界中の誰でも無償で利用できるように自分のホームページにアップロードする予定である。この場合、大学生 A は、役務取引許可申請は不要である。
- 問題 21. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うことを求めている。
- 問題 22. 経済産業省令である「遵守基準省令」と通達の一部である「外為法等遵守事項」の規定を比較すると、「外為法等遵守事項」の方が、努力規定が多い。
- 問題 23. 日本人 A は居住者で、本邦法人 X の取締役であり、外国法人 Y の取締役でもある。日本人 A は外国法人 Y との間で、善管注意義務が外国法人 Y と本邦法人 X で競合する場合は、本邦法人 X を優先するとの契約を結んでいる。この場合、日本人 A は、特定類型①に該当しない。

問題 2 4. 本邦にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 3 の項に関連する貨物を台湾のメーカー Y から輸入し、オランダで販売する予定である。輸出令別表第 1 の 3 の項は、MTCR の規制であるから、同サイトにある英文の規制リストを参考に台湾のメーカー Y に該非を確認するとよい。

問題 2 5. 本邦にある貿易会社 X は、2 か月に一度の割合で、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する建築用工具のみを英国にあるメーカー Y に輸出している。この場合、貿易会社 X は、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」を選任する義務はない。

2022年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第57回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達1(3)サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までに該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物